

指導救命士の認定に関する要領

1 趣旨

この要領は、救急隊員に対し専門的知識及び技術に係る教育訓練の指導を行う救急救命士（以下、「指導救命士」という。）の認定について、鳥取県救急搬送高度化推進協議会運営要領第6条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

2 指導救命士の役割

指導救命士には、「メディカルコントロール体制の中で、医師と連携して救急業務を指導する者」として、消防局と地区メディカルコントロール協議会（以下、「地区MC協議会」という。）及び鳥取県救急搬送高度化推進協議会（以下、「県MC協議会」という。）との連携強化を図るとともに、救急救命士をはじめ、所属職員への教育・指導役としての役割が期待される。

3 指導救命士の認定

(1) 指導救命士の認定条件

- ア 救急救命士及び救急隊長として、十分な実務経験を有する者。
- イ 特定行為（気管挿管、薬剤投与、追加2項目処置）すべての認定を受けている者。
- ウ 一般財団法人救急振興財団救急救命研修所（以下、「救急救命研修所」という。）で指導救命士養成研修を修了した者又は消防大学校救急課程を修了した者。
- エ 地区MC協議会長が同意し、所属する消防局の消防局長が推薦する者。

(2) 指導救命士認定の申請

消防局長は、次のアまたはイ及びウ・エを、県MC協議会長に提出し、指導救命士認定に係る申請を行う。

- ア 救急救命研修所長が発行する講習修了証の写し
- イ 消防大学校長が発行する卒業証書の写し
- ウ 救急救命士免許証または救急救命士免許登録証明書の写し
- エ 地区MC協議会長同意書（様式第1号）

(3) 資格認定証の交付について

県MC協議会長は、消防局長から認定申請が行われた救急救命士に対して指導救命士認定証（様式第2号）及び指導救命士エンブレム（別添1）を交付する。

(4) 名簿の作成と管理について

県MC協議会庶務担当機関（危機管理部消防防災課）は、指導救命士認定証を受けた救急救命士を登録するため、名簿の作成及び管理を行う。併せて、各消防局は認定者の名簿管理を行い、地区MC協議会と連絡を密にする。

4 その他

この要領は、必要に応じて、適宜、見直しを行うものとする。

附 則

この要領は、平成27年3月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月1日から施行する。

別添1

鳥取県指導救命士エンブレム



様式第1号

令和 年 月 日

鳥取県救急搬送高度化推進協議会長 様

鳥取県〇〇地区メディカルコントロール協議会長
(公 印 省 略)

指導救命士認定に係る同意について

鳥取〇〇消防局から推薦のあった下記の救急救命士について、指導救命士として適当であることに同意します。

記

所属	役職	氏名

指導救命士認定証

〇 〇 〇 〇

指導救命士に認定する。

令和 年 月 日

鳥取県救急搬送高度化推進協議会

会長 〇 〇 〇 〇

印